

議案第 50 号

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立幼稚園条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立幼稚園条例（昭和 46 年板橋区条例第 27 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 2 条中「満 4 歳」を「満 3 歳」に改める。

第 4 条の見出しを「（保育料及び預かり保育利用料）」に改め、同条
第 2 項中「保育料」の次に「及び預かり保育利用料」を加え、同項ただ
し書中「または」を「又は」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1
項の次に次の 1 項を加える。

2 預かり保育（幼稚園の教育課程に係る教育時間（以下「教育時間」
という。）外に当該幼稚園に在籍する幼児を対象として行う保育をい
う。以下同じ。）を利用する者は、別表第 2 に定める額の預かり保育
利用料を納付しなければならない。

第 5 条の見出し中「保育料」の次に「及び預かり保育利用料」を加え、
同条中「保育料」の次に「及び預かり保育利用料」を加え、「または」
を「又は」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 1 条関係）」に改め、同表を別表第 1 と
し、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条関係）

各月初日の幼児の属する世帯の階層区分		預かり保育利用料 (1 回)	
階層区分	定義及び条件		
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 1	標準利用	無料

	44号)による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる支援給付を含む。)受給世帯		
		延長利用	無料
B階層	A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯(特別区民税又は市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	標準利用	無料
		延長利用	無料
C階層	A階層を除き当年度分の特別区民税又は市町村民税所得割課税世帯	標準利用	600円 (長期休業中の実施日における全日利用にあ

		っては、 1, 20 0円（長 期休業中 の実施日 における 半日利用 にあって は、60 0円））
	延長利用	300円

備考

- 1 この表において「長期休業中の実施日」とは、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年板橋区教育委員会規則第6号）に定める休業日のうち、教育委員会が別に定める預かり保育を実施する日をいう。
- 2 この表において「標準利用」とは、教育時間終了時から午後5時まで（長期休業中の実施日における全日利用にあっては午前9時から午後5時まで、長期休業中の実施日における半日利用にあっては午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで）の間の利用をいい、「延長利用」とは、午前7時30分から午前9時まで又は午後5時から午後6時30分までの間の利用をいう。
- 3 この表における特別区民税額又は市町村民税額の計算については、東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成9年板橋区条例第14号）に規定する保育費用に係る特別区民税額又は市町村民税額の計算の例による。
- 4 幼児の属する世帯の階層区分を保護者が証明することができない場合は、当該世帯については、C階層に属するものとみなしてこの表の規定を適用する。

5 この表の規定の適用に際し、4月1日から8月31日までの利用に係る預かり保育利用料の額を決定する場合においては、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

区立幼稚園に入園できる者の資格を改め、預かり保育に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする必要がある。